

諮問日：令和2年7月3日（令和2年度（最情）諮問第10号）

答申日：令和3年1月25日（令和2年度（最情）答申第44号）

件名：司法修習生考試事務の受託業者の見積書の一部開示の判断に関する件（第三者苦情申出）

答 申 書

第1 委員会の結論

「72期二回試験に関する受託業者の御見積書及び内訳書」の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、「2019年6月26日付け見積書」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し、その一部を開示するとした判断（以下「原判断」という。）については、別紙記載の部分を不開示とすべきである。

第2 事案の概要

本件は、本件対象文書についての裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和2年5月27日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1の(2)に定める第三者から苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書のうち備考欄の記載は、仕様書に記載のない、受託者の裁量によって変動する時間が記載されており、受託業者しか知り得ない情報である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件対象文書には、公にすることにより法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報（法人の印影、単価等）が記載されており、これらの情報は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条2号イに定める不開示情報に相当すると認められる。一方で、原判断時においては、本件対象文書中「【内訳書】」の備考欄に記載されている、

業務委託時における受注者の各要員の稼働時間と思われる時間については、これを開示したとしても単価計算等金額の算出は行えないものとして、法5条2号イに定める不開示情報には相当しないと判断した。

しかしながら、本件苦情の申出を踏まえて検討した結果、苦情申出書記載のとおり、稼働時間は仕様書に定めがなく、受注者の裁量に委ねられている事項であることから、本件対象文書の備考欄に記載されている稼働時間については、公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがあるものとして、法5条2号イに定める不開示情報に相当すると認めることが相当と考えるに至った。

よって、本件対象文書中、別紙記載の部分は不開示とすべきである。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和2年7月3日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月18日 本件対象文書の見分及び審議
- ④ 令和3年1月22日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書のうち別紙記載の部分には、本件開示申出に係る業務の受注者により当該業務において配置される各要員の稼働時間と思われる時間が記載されていることが認められる。そして、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件苦情の申出を踏まえて検討した結果、上記稼働時間は仕様書に定めがなく、受注者の裁量に委ねられている事項であることから、公にすることにより法人の正当な利益を害するおそれがあるものとして、法5条2号イに規定する不開示情報に相当すると認めることが相当と考えるとのことである。このような説明を踏まえて検討するならば、別紙記載の部分については、これが公にされた場合には、受注者の裁量により決定された各要員の稼働時間が外部に明らかになることから、当該受注者である法人の権利、競争上

の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書のうち別紙記載の部分は、法5条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件対象文書のうち別紙記載の部分が法5条2号イに規定する不開示情報に相当すると認められるから、同部分を不開示とすべきであると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子

別紙

本件対象文書の3枚目及び5枚目の各内訳書の備考欄に記載された時間